

## 手続き要否の確認フローチャート図

ここからスタート

Q 令和7年4月1日時点で大学生相当年代（※）の子どもがいますか？

※ 大学生相当年代とは、18歳になって最初の4月1日から22歳になって最初の3月31日に到達する子どもをいいます。

いいえ

はい

手続き不要です。

Q 大学生相当年代の子どもと0歳から高校生年代の子どもが合わせて3人以上いますか？

いいえ

いいえ

はい

Q 令和7年4月1日時点で学生（大学生・短大生・専門学生等）・無職・アルバイト等の子どもを養育しますか？

※ 養育とは、子どもに対して下記の①と②の両方を満たしている状態をいいます。（同居の有無を問いません）

① 子どもに対して監護に相当する日常生活上の世話と必要な保護をしている。

② 子どもの生計費における相当部分を負担している。

手続きが必要です。

はい

※ 同封の「監護相当・生計費負担についての確認書」を記載の上、提出をお願いします。

このフローチャート図は参考例です。支給要件に該当するか否かは、請求書等を審査した上で決定いたします。

※ 注意事項 ※

- 「生計費負担」とは、親が負担する生活費、学費等を欠くと子どもが通常の生活水準を維持することができないことをいいます。
- 制度対象の子どもは、大学や専門学校等の学生や無職の方等です。
- 令和7年3月中に大学や専門学校等に進学のため転出手続きを行い、既に「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出された方については、再提出不要です。
- 必要に応じて生計費の相当分を負担していることが分かる書類の提出を求めますのでご了承ください。
- 令和7年4月以降の進路が未定の場合は、進路決定後に提出が必要です。
- 提出期限に間に合わない場合は、支給金額の加算ができない月が発生いたします。